

一般社団法人 日本寝具寝装品協会年会費

■会員の種類(本協会の定款)

- ・ 正会員 本協会の目的に賛同し、寝具寝装品に関する事業を営む法人、個人並びにこれらの者を構成員とする団体
- ・ 賛助会員 上記正会員に該当しないもので、本協会の目的に賛同し、その事業に協力する法人、個人並びにこれらの者を構成員とする団体

■入会金、年会費の種類

- 入会金 正会員 3万円 (旧JBA会員は徴収しない)
- 賛助会員 無

● 年会費

- ・ 正会員 (法人及び個人)
年商額基準は企業全体年商を原則とする徴収料率である。
但し小売業を兼業とせず、著しく寝具寝装類取扱い年商比率が低い場合は、検証可能な寝具寝装類取扱い年商額に対しての徴収料率とする。

ランク	年商額	年会費	備考(対年商徴収率)
A	5億円未満	30,000円	0.000060
B	5億～10億円未満	60,000円	0.000060
C	10億～20億円未満	90,000円	0.000045
D	20億～30億円未満	120,000円	0.000040
E	30億～50億円未満	180,000円	0.000036
F	50億～100億円未満	300,000円	0.000030
G	100億～200億円未満	450,000円	0.000023
H	200億～300億円未満	570,000円	0.000019
I	300億～500億円未満	750,000円	0.000015
J	500億～1000億円未満	2,000,000円	0.000020
K	1000億～2000億円未満	6,000,000円	0.000030
L	2000億円以上	10,000,000円、又は年商0.000050率のどちらか大きい額	

・ 団体正会員

年間事業予算額	0.01	0.01

・ 賛助会員

業種	年会費	備考
織物業	120,000円	
染色業	120,000円	
縫製業	120,000円	
紡績・合繊業	240,000円	
商社	240,000円	
小売	240,000円	
その他	120,000円	

● 年会費の徴収

毎年度4月請求書発行し、一括徴収とする。

● 年会費の調査

3ヵ年毎に直近4月時点での事業概況報告書提出による年会費徴収額の確定をする。